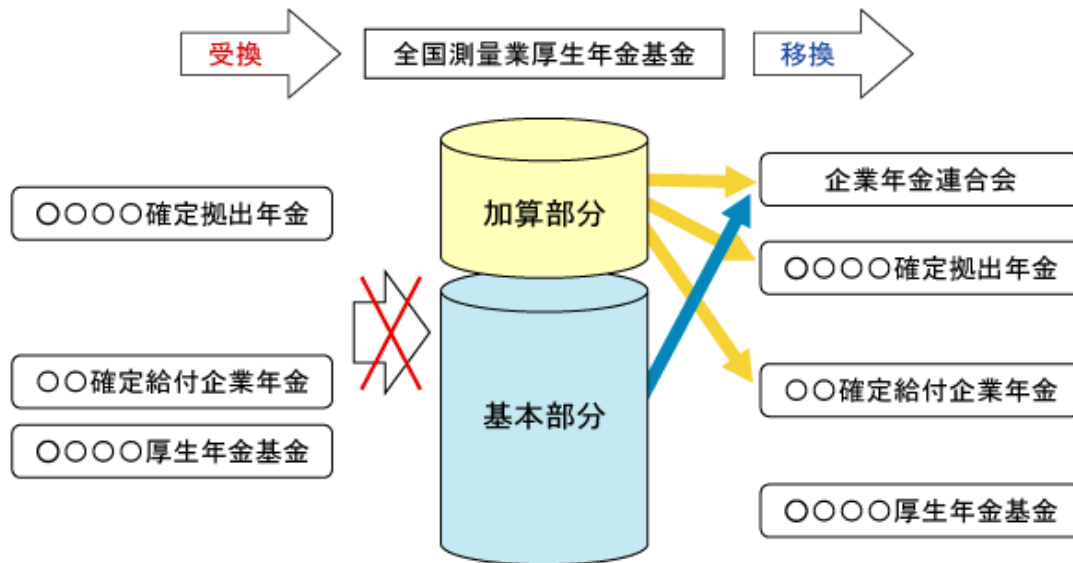


◆◆企業年金間のポータビリティの拡充に伴う当基金の対応◆◆

平成17年10月に施行されました「ポータビリティの拡充」について当基金の対応を検討してまいりましたが、資産の移受換並びに権利義務の承継等につきまして下記のとおりといたしましたのでご報告いたします。



他の企業年金	基本・加算	受換	移管(条件等)	
企業年金連合会	基本部分	×	○	①「連合会移換者(注1)」 ②「中途脱退者(注2)」のうち、加入員期間15年以上20年未満の者が申出た場合
	加算部分	×	○	「連合会移換者」並びに「中途脱退者」について申出た場合
確定拠出年金(DC)	基本部分	×	×	—
	加算部分	×	○	「中途脱退者」が脱退一時金を受けることが定められているDCへ移換を申出た場合
確定給付企業年金(DB)	基本部分	×	×	—
	加算部分	×	○	「中途脱退者」が脱退一時金を受けることが定められているDBへ移換を申出た場合
厚生年金基金	基本部分	×	×	—
	加算部分	×	×	—

(注1)「連合会移換者」…加入員期間が15年に満たないもの(特例者を除く)

(注2)「中途脱退者」…加入員期間が20年未満で基金の加算部分の支給要件を満たしていない物

※なお、18年4月以降、退職された方につきましては詳細のご案内をさせていただくこととしております。